

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3232696号
(U3232696)

(45) 発行日 令和3年7月1日(2021.7.1)

(24) 登録日 令和3年6月9日(2021.6.9)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 4 B 11/25 (2006.01) A 4 4 B 11/25

評価書の請求 未請求 請求項の数 14 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号 実願2021-1459 (U2021-1459)
(22) 出願日 令和3年4月20日(2021.4.20)
(31) 優先権主張番号 202020780745.5
(32) 優先日 令和2年5月12日(2020.5.12)
(33) 優先権主張国・地域又は機関
中国 (CN)(73) 実用新案権者 514000129
香港多耐福有限公司
DURAFLEX HONG KONG
LIMITED
中国香港特别行政区上▲環▼皇后大道中2
37号太▲興▼中心第一座15楼
Blk 1, 15/F, Tern C
entre, 237 Queen's
Road Central, Sheun
g Wan, Hong Kong
(74) 代理人 110001139
SK特許業務法人
(74) 代理人 100130328
弁理士 奥野 彰彦

最終頁に続く

(54) 【考案の名称】 バックルおよび腰ベルト

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 差し込み及び解除するときに使い勝手がよいバックルを提供する。

【解決手段】 ベース110及びカバー板120を有する雌バックル100であって、ベースにはスロットが設けられ、カバー板がベースに取り付けられ、カバー板には突起が設けられ、カバー板がベースに対して回動可能である、ベルトの一端に連結するための、雌バックル、差し込みブロック210及び差し込みブロックに連結されている雄バックル本体200を含み、差し込みブロックのカバー板に面する一端に凹部が設けられている、ベルトの他端に連結するための雄バックルであって、差し込みブロックがスロットに差し込まれ、突起が凹部に入り込まれるときには、雌バックルと雄バックルとが互いに係合するようになる、雄バックル、および、カバー板の雄バックルから離れる一端に設けられた弾性部材、を含むバックル。

【選択図】 図3

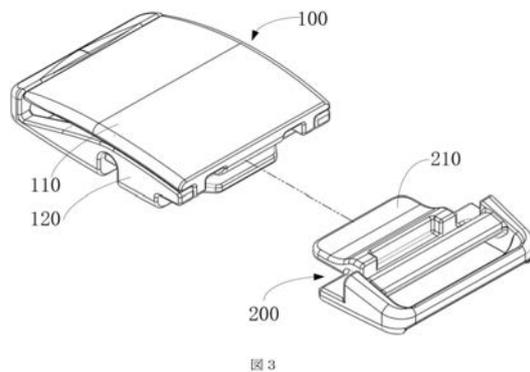


図3

【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

ベース及びカバー板を有する雌バックルであって、前記ベースにはスロットが設けられ、前記カバー板が前記ベースに取り付けられ、前記カバー板には突起が設けられ、前記カバー板が前記ベースに対して回動可能である、ベルトの一端に連結するための、雌バックル、
差し込みブロック及び前記差し込みブロックに連結されている雄バックル本体を含み、前記差し込みブロックの前記カバー板に面する一端に凹部が設けられている、ベルトの他端に連結するための雄バックルであって、前記差し込みブロックが前記スロットに差し込まれ、前記突起が前記凹部に入り込まれるときには、前記雌バックルと前記雄バックルとが互いに係合するようになる、雄バックル、および、
前記カバー板の前記雄バックルから離れる一端に設けられた弾性部材、
を含むバックルであって、
前記カバー板が押圧されるときには、前記カバー板の一端は前記ベースに移動し、前記ベースは前記弾性部材に押圧され、前記カバー板の他端側は、前記突起が前記凹部から離脱するように、前記ベースから離れる方向にティルトアップすること、を特徴とする、バックル。

10

【請求項 2】

前記ベースは底板、第 1 サイドプレート、第 2 サイドプレート及び連結部材を含み、前記底板の両側は、前記スロットを取り囲むように前記第 1 サイドプレート及び前記第 2 サイドプレートにそれぞれ連結され、前記連結部材の両端は、前記第 1 サイドプレート及び前記第 2 サイドプレートにそれぞれ連結され、かつ、前記連結部材は、前記底板と間隔を置いて設けられ、前記連結部材は、前記ベルトが巻き掛けられるために用いられるものであることを特徴とする、請求項 1 に記載のバックル。

20

【請求項 3】

前記第 1 サイドプレートおよび前記第 2 サイドプレートの形状がドーム状であり、前記カバー板が前記ベースに蓋閉されるときには、前記第 1 サイドプレート及び前記第 2 サイドプレートの前記雄バックルから離れる端部と前記カバー板との間に間隔を置いて設けられ、前記カバー板が押圧されると前記カバー板が前記底板に近づく方向に移動して前記弾性部材を押圧することが可能であることを特徴とする請求項 2 に記載のバックル。

30

【請求項 4】

前記ベースは、さらに保護レバーを含み、前記第 1 サイドプレート及び前記第 2 サイドプレートは前記底板から離れる端部に向かって外方に延出し、かつ、前記保護レバーの両端に連結され、前記保護レバーは、前記ベースの前記雄バックルから離れる側に位置することを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載のバックル。

【請求項 5】

前記第 1 サイドプレートは、第 1 支持板を形成するように前記第 2 サイドプレートの方向に部分的に延出し、前記第 2 サイドプレートは、第 2 支持板を形成するように前記第 1 サイドプレートの方向に部分的に延出し、前記第 1 支持板と前記第 2 支持板は、間隔を置いて対称的に配置され、前記第 1 支持板及び前記第 2 支持板は、いずれも、前記ベースの前記差し込みブロックから離れる側に位置することを特徴とする請求項 4 に記載のバックル。

40

【請求項 6】

前記カバー板の前記ベースに面する端面は第 1 ガイドブロックおよび第 2 ガイドブロックを形成するように部分的に延出し、第 1 ガイドブロックおよび第 2 ガイドブロックは、第 1 ガイドブロックと第 2 ガイドブロックとの間にチャンネルを形成するように間隔を置いて設けられ、前記突起が前記凹部に入り込むことができるように前記差し込みブロックが前記チャンネル内に入り込まれることを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載のバックル。

【請求項 7】

前記カバー板にはさらに支持ブロックが設けられており、前記支持ブロックが前記チャン

50

ネル内に収容され、かつ前記支持ブロックの両端がそれぞれ第1ガイドブロックと第2ガイドブロックに連結されていることを特徴とする、請求項6に記載のバックル。

【請求項8】

前記差し込みブロックには傾斜面が設けられ、前記差し込みブロックの一端は、前記凹部を形成するように部分的に窪んでおり、前記第1ガイドブロックと前記第2ガイドブロックは、いずれも、前記突起よりも高く、

前記差し込みブロックが前記チャンネルに向けて差し込まれるときには、前記突起が前記傾斜面に沿って移動し、前記カバー板の一端が前記底板に向かって移動し、かつ、弾性部材を圧縮し、前記突起が前記凹部内に入り込まれた後、前記弾性部材は変形から回復することを特徴とする、請求項7に記載のバックル。

10

【請求項9】

前記第1ガイドブロックおよび前記第2ガイドブロックの側壁にはそれぞれ第1制限ブロックおよび第2制限ブロックが設けられ、前記第1サイドプレートおよび前記第2サイドプレートにはそれぞれ第1制限スロットおよび第2制限スロットが設けられており、前記カバー板が前記ベースに蓋閉されるときには、前記第1制限ブロックが前記第1制限スロットに入り込み、前記第2制限ブロックが前記第2制限スロットに入り込み、前記カバー板の一端が押されるときには、前記カバー板の他端が前記ベースから離れる方向にテイルトアップするように、前記第1制限ブロック及び前記第2制限ブロックがそれぞれ前記第1制限スロット及び前記第2制限スロット内で回転することを特徴とする、請求項6～8のいずれか一項に記載のバックル。

20

【請求項10】

前記雄バックル本体は、開口枠を含み、前記開口枠は、主枠ブロック、第1副枠ブロックおよび第2副枠ブロックを含み、前記主枠ブロックの両端は、前記第1副枠ブロックの一端および前記第2副枠ブロックの一端にそれぞれ連結され、前記第1副枠ブロック及び前記第2副枠ブロックの他端は、それぞれ中央の閉鎖方向に向かって延出して第1延出ブロック及び第2延出ブロックを形成し、前記差し込みブロックの両側面は、前記第1延出ブロック及び前記第2延出ブロックにそれぞれ連結され、前記スロットに前記差し込みブロックが差し込まれるときに、前記第1副枠ブロックおよび前記第2副枠ブロックの端部がともに前記ベースに当接することを特徴とする、請求項2～9のいずれか一項に記載のバックル。

30

【請求項11】

前記雄バックル本体は、さらに連結レバーを含み、前記第1副枠ブロック及び前記第2副枠ブロックは、前記ベースから離れる方向に向かって外方に延出して第1当接ブロック及び第2当接ブロックを形成し、前記連結レバーの両端は、前記第1当接ブロック及び前記第2当接ブロックにそれぞれ連結されていることを特徴とする、請求項10に記載のバックル。

【請求項12】

前記差し込みブロックの前記ベースに面する面が前記差し込みブロックの底面であり、前記第1副枠ブロック及び前記第2副枠ブロックの前記差し込みブロックの底面から離れる側の端面が前記差し込みブロックの底面よりも高く、前記ベースの前記雄バックルに近い側の一端が外方に延出してガイド片を形成し、

40

前記差し込みブロックが前記雌バックルに差し込まれるときには、前記ガイド片の一端面が前記差し込みブロックの底面に相対的に摺動しつつ前記ガイド片が前記第1延出ブロックと前記第2延出ブロックとの間に嵌着されることを特徴とする、請求項10に記載のバックル。

【請求項13】

前記第1サイドプレートと前記第2サイドプレートは、前記雄バックルの一端に向かって外方に延出してそれぞれ第1延長部と第2延長部を形成し、前記雄バックルと前記雌バックルとが互いに係合するときには、前記第1延長部、第2延長部はそれぞれ第1当接ブロック、第2当接ブロックに当接することを特徴とする、請求項11に記載のバックル。

50

【請求項 14】

請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載のバックルおよびベルトを含み、前記ベルトの一端が前記雌バックルに連結され、前記ベルトの他端が前記雄バックルに連結されていることを特徴とする、腰ベルト。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案の実施例は、係合アクセサリという技術分野に関し、特にバックルおよび腰ベルトに関する。

【背景技術】

【0002】

バックルは、一般的に、キャンパスバッグやハンドバッグなどに使用される連結ベルトまたはベルトの端部に雄バックルと雌バックルの対を接続する接続装置を指し、例えば腰ベルト、バックベルトなどの分野でよく使用されている。現在市場で比較的によく使用されているバックルは、図 1 に示されるように、その雄バックル 10 には 2 つの弾性係止爪 11 が設けられており、雌バックル 20 には弾性係止爪 11 を配合するスロットが設けられており、スロットの内壁には、外部と連通するクランプ孔 21 が開設されており、雄バックル 10 と雌バックル 20 を組み合わせて使用する場合、係止爪 11 をスロットに合わせて差し込むだけで、弾性爪 11 はスロットの内壁で圧迫されて中央に収縮し、弾性係止爪 11 の先端がクランプ孔に移動した後、弾性爪 11 は変形を回復し、クランプ孔 21 とスナップし、雄バックル 10 と雌バックル 20 のスナップフィットを実現する。雄バックル 10 と雌バックル 20 との係合状態を解除するときには、弾性係止爪 21 の先端を、スロットに引き込ませるように同時に押圧してから雄スナップ 10 を外部に引き抜く。しかし、一方の弾性係止爪 11 が外力により折れた場合、雄スナップ 10 は雌スナップ 20 と係合した状態ではスロット内で揺動し、さらに雌スナップ 20 と離脱するおそれがあり、使い勝手が悪い。

【考案の概要】

【0003】

前述した技術課題を解決するために、本考案の実施例は使い勝手のよいバックル及び腰ベルトを提供する。

本考案の実施例は、その技術的課題を解決するために、

ベース及びカバー板を有する雌バックルであって、前記ベースにはスロットが設けられ、前記カバー板が前記ベースに取り付けられ、前記カバー板には突起が設けられ、前記カバー板が前記ベースに対して回動可能である、ベルトの一端に連結するための、雌バックル、

差し込みブロック及び前記差し込みブロックに連結されている雄バックル本体を含み、前記差し込みブロックの前記カバー板に面する一端に凹部が設けられている、ベルトの他端に連結するための雄バックルであって、前記差し込みブロックが前記スロットに差し込まれ、かつ前記突起が前記凹部に入り込まれるときには、前記雌バックルと前記雄バックルとが互いに係合するようになる、雄バックル、および、

前記カバー板の前記雄バックルから離れる一端に設けられた弾性部材、を含むバックルであって、

前記カバー板が押圧されるときには、前記カバー板の一端は前記ベースに移動し、前記ベースは前記弾性部材に押圧され、前記カバー板の他端は、前記突起が前記凹部から離脱するように、前記ベースから離れる方向にティルトアップする、バックルという技術案を採用する。

【0004】

任意的に、前記ベースは底板、第 1 サイドプレート、第 2 サイドプレート及び連結部材を含み、

前記底板の両側は、前記スロットを取り囲むように前記第 1 サイドプレート及び前記第 2

10

20

30

40

50

サイドプレートにそれぞれ連結され、前記連結部材の両端は、前記第1サイドプレート及び前記第2サイドプレートにそれぞれ連結され、かつ、前記連結部材は、前記底板と間隔を置いて設けられ、前記連結部材は、前記ベルトが巻き掛けられるために用いられるものである。

【0005】

任意的に、前記第1サイドプレートおよび前記第2サイドプレートの形状がドーム状であり、前記カバー板が前記ベースに蓋閉されるときには、前記第1サイドプレート及び前記第2サイドプレートの前記雄バックルから離れる端部と前記カバー板との間に間隔を置いて設けられ、前記カバー板が押圧されると前記カバー板が前記底板に近づく方向に移動して前記弾性部材を押圧する。

10

【0006】

任意的に、前記ベースは、さらに保護レバーを含み、前記第1サイドプレート及び前記第2サイドプレートは前記底板から離れる端部に向かって外方に延出し、かつ、前記保護レバーの両端に連結され、前記保護レバーは、前記ベースの前記雄バックルから離れる側に位置する。

【0007】

任意的に、前記第1サイドプレートは、第1支持板を形成するように前記第2サイドプレートの方向に部分的に延出し、前記第2サイドプレートは、第2支持板を形成するように前記第1サイドプレートの方向に部分的に延出し、前記第1支持板と前記第2支持板は、間隔を置いて対称的に配置され、前記第1支持板及び前記第2支持板は、いずれも、前記ベースの前記差し込みブロックから離れる側に位置する。

20

【0008】

任意的に、前記カバー板の前記ベースに面する端面は第1ガイドブロックおよび第2ガイドブロックを形成するように部分的に延出し、第1ガイドブロックおよび第2ガイドブロックは、第1ガイドブロックと第2ガイドブロックとの間にチャンネルを形成するように間隔を置いて設けられ、前記突起が前記凹部に入り込むことができるように前記差し込みブロックが前記チャンネル内に入り込まれる。

【0009】

任意的に、前記カバー板にはさらに支持ブロックが設けられており、前記支持ブロックが前記チャンネル内に収容され、かつ前記支持ブロックの両端がそれぞれ第1ガイドブロックと第2ガイドブロックに連結されている。

30

【0010】

任意的に、前記差し込みブロックには傾斜面が設けられ、前記差し込みブロックの一端は、前記凹部を形成するように部分的に窪んでおり、第1ガイドブロックと第2ガイドブロックは、いずれも前記突起よりも高く、前記差し込みブロックがチャンネルに向けて差し込まれるときには、前記突起が前記傾斜面に沿って移動し、前記カバー板の一端が前記底板に向かって移動し、かつ、弾性部材を圧縮し、前記突起が前記凹部内に入り込まれた後、前記弾性部材は変形から回復する。

【0011】

任意的に、前記第1ガイドブロックおよび前記第2ガイドブロックの側壁にはそれぞれ第1制限ブロックおよび第2制限ブロックが設けられ、前記第1サイドプレートおよび前記第2サイドプレートにはそれぞれ第1制限スロットおよび第2制限スロットが設けられており、

40

前記カバー板が前記ベースに蓋閉されるときには、前記第1制限ブロックが前記第1制限スロットに入り込み、前記第2制限ブロックが前記第2制限スロットに入り込み、前記カバー板の一端が押されるときには、前記カバー板の他端が前記ベースから離れる方向にテイルトアップするように、前記第1制限ブロック及び前記第2制限ブロックがそれぞれ前記第1制限スロット及び前記第2制限スロット内で回転する。

【0012】

任意的に、前記雄バックル本体は、開口枠を含み、前記開口枠は、主枠ブロック、第1副

50

枠ブロックおよび第2副枠ブロックを含み、前記主枠ブロックの両端は、前記第1副枠ブロックの一端および前記第2副枠ブロックの一端にそれぞれ連結され、前記第1副枠ブロック及び前記第2副枠ブロックの他端は、それぞれ中央の閉鎖方向に向かって延出して第1延出ブロック及び第2延出ブロックを形成し、前記差し込みブロックの両側面は、前記第1延出ブロック及び前記第2延出ブロックにそれぞれ連結され、前記スロットに前記差し込みブロックが差し込まれるときに、前記第1副枠ブロックおよび前記第2副枠ブロックの端部がともに前記ベースに当接する。

【0013】

任意的に、前記雄バックル本体は、さらに連結レバーを含み、前記第1副枠ブロック及び前記第2副枠は、前記ベースから離れる方向に向かって外方に延出して第1当接ブロック及び第2当接ブロックを形成し、前記連結レバーの両端は、前記第1当接ブロック及び前記第2当接ブロックにそれぞれ連結されている。

10

【0014】

任意的に、前記差し込みブロックの前記ベースに面する面が前記差し込みブロックの底面であり、前記第1副枠ブロック及び前記第2副枠ブロックの前記差し込みブロックの底面から離れる側の端面が前記差し込みブロックの底面よりも高く、前記ベースの前記雄バックルに近い側の一端が外方に延出してガイド片を形成し、前記差し込みブロックが前記雌バックルに差し込まれるときには、前記ガイド片の一端面が前記差し込みブロックの底面に相対的に摺動しつつ前記ガイド片が前記第1延出ブロックと前記第2延出ブロックとの間に嵌着される。

20

【0015】

任意的に、第1サイドプレートと第2サイドプレートは、雌バックルの一端に向かって外方に延出してそれぞれ第1延長部と第2延長部を形成し、前記雄バックルと前記雌バックルとが互いに係合するときには、前記第1延長部、第2延長部はそれぞれ第1副枠ブロック、第2副枠ブロックに当接する。

【0016】

また、本考案の実施例は、その技術的課題を解決するために、さらに、

前述したバックルおよびベルトを含み、

前記ベルトの一端が前記雌バックルに連結され、前記ベルトの他端が前記雄バックルに連結されている、腰ベルトという技術案を採用する。

30

本考案に係る実施例による有利的な効果として、

ベース及びカバー板を有する雌バックルであって、ベースにはスロットが設けられ、カバー板がベースに取り付けられ、カバー板には突起が設けられ、カバー板がベースに対して回動可能である、ベルトの一端に連結するための、雌バックル、

差し込みブロック及び差し込みブロックに連結されている雄バックル本体を含み、差し込みブロックのカバー板に面する一端に凹部が設けられている、ベルトの他端に連結するための雄バックルであって、差し込みブロックがスロットに差し込まれ、突起が凹部に入り込まれるときには、雌バックルと雄バックルとが互いに係合するようになる、雄バックル、および、

40

カバー板の雄バックルから離れる一端に設けられた弾性部材、

を含むバックルによれば、

カバー板が押圧されるときには、カバー板の一端側はベースに移動し、ベースは弾性部材に押圧され、カバー板の他端側は、突起が凹部から離脱するように、ベースから離れる方向にティルトアップし、使い勝手がより良いものとなる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

1つまたは複数の実施例を対応する図面における図を照らして示例的に説明するが、これらの示例的な説明は、実施例に限定するものではない。図面において、同じ番号を有する要素は、類似の要素として示されている。特に明記しない限り、図面における図の縮尺は限定されない。

50

【 0 0 1 8 】

- 【 図 1 】 従来のパックルの構造模式図である。
- 【 図 2 】 本考案の 1 つの実施例のパックルの構造模式図である。
- 【 図 3 】 図 2 の構造分解図である。
- 【 図 4 】 図 3 の断面図である。
- 【 図 5 】 図 3 の別の角度からの模式図である。
- 【 図 6 】 図 3 の雌パックルの構造分解図である。
- 【 図 7 】 図 3 の雌パックルの他の構造分解図である。
- 【 図 8 】 図 7 のカバー板の構造模式図である。
- 【 図 9 】 図 3 の雄パックルの構造模式図である。
- 【 図 1 0 】 図 9 の別の角度からの模式図である。
- 【 図 1 1 】 本考案の別の実施例の腰ベルトの構造断面図である。
- 【 考案を実施するための形態 】

10

【 0 0 1 9 】

本考案の理解を容易にするために、以下、添付図面と具体的な実施例を参照して、本考案をより詳細に説明する。なお、ある要素が別の要素に「固定されている」と表現される場合、それは、別の要素に直接固定されていてもよく、または、その間に 1 つまたは複数の介在要素が存在してもよい。ある要素が別の要素に「連結されている」と表現される場合、それは、別の要素に直接連結されているか、または、その間に 1 つまたは複数の介在要素が存在してもよい。本願明細書に使用されている「上」、「下」、「内」、「外」、「垂直」、「水平」という用語などで示される方向又は位置関係は、図面に示される方向又は位置関係に基づくものであり、単に本考案の説明を容易にするため及び説明を簡単にするためのものであり、言及される装置又は要素が特定の方向を有すること、特定の方向で構成及び操作されることを指示又は示唆するものではなく、従って本考案の限定として解釈されるべきではない。また、「第 1」、「第 2」などの用語は、説明の目的のためであり、相対的な重要性を示すか、または示唆するものと理解されるべきではない。

20

【 0 0 2 0 】

特に定義しない限り、本明細書で使用される全ての技術用語及び科学用語は、本考案の技術分野における当業者によって一般的に理解されるものと同じ意味を有する。本考案の明細書で使用される用語は、単に特定の実施例を説明するためのものであり、本考案を限定するものではない。本明細書で使用される用語「及び/又は」は、関連の列挙項目の 1 つ又は複数の任意及び全ての組み合わせを含む。

30

【 0 0 2 1 】

なお、以下に述べる本考案の異なる実施例に係る技術的特徴は、互いに矛盾しない限り互いに組み合わせることができる。

【 0 0 2 2 】

図 2 ~ 4 に示されるように、本考案の 1 つの実施例に提供するバックル 9 0 0 は、雌バックル 1 0 0 および雄バックル 2 0 0 を含み、前記雌バックル 1 0 0 は前記雄バックル 2 0 0 と互いに係合することができ、前記雌バックル 1 0 0 は、ベルトの一端に連結するために用いられ、前記雄バックル 2 0 0 は、ベルトの他端に連結するために用いられる。

40

【 0 0 2 3 】

前記雌バックル 1 0 0 は、ベース 1 1 0、カバー板 1 2 0 および弾性部材 1 3 0 を含み、前記ベース 1 1 0 は前記カバー板 1 2 0 と合わせて取り付けられ、前記弾性部材 1 3 0 は、前記カバー板 1 2 0 の前記ベース 1 1 0 に面する側に設けられており、そのうち、前記カバー板 1 2 0 は、前記ベース 1 1 0 に対して揺動可能である。前記カバー板 1 2 0 の一端が押圧されることにより、前記弾性部材 1 3 0 と前記ベース 1 1 0 とは互いに押圧し、前記カバー板 1 2 0 の他端は前記ベース 1 1 0 から離れる方向に揺動する。

【 0 0 2 4 】

図 5 ~ 7 を組み合わせると、前記ベース 1 1 0 は、底板 1 1 1、第 1 サイドプレート 1 1 2、第 2 サイドプレート 1 1 3 および連結部材 1 1 4 を含み、前記底板 1 1 1 の両側は、

50

前記スロット 1 1 5 を取り込むように、前記第 1 サイドプレート 1 1 2、前記第 2 サイドプレート 1 1 3 にそれぞれ連結され、前記連結部材 1 1 4 の両端は、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 および前記第 2 サイドプレート 1 1 3 にそれぞれ連結され、かつ、前記連結部材 1 1 4 は前記底板 1 1 1 の端部と間隔を置いて設けられ、前記連結部材 1 1 4 は、前記ベルトが巻きかけられるために用いられるものである。

【0025】

幾つかの実施例によれば、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 および前記第 2 サイドプレート 1 1 3 の形状は、ドーム状であり、前記カバー板 1 2 0 が前記ベース 1 1 0 に蓋閉される時に、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 および前記第 2 サイドプレート 1 1 3 は、前記雄バックル 2 0 0 から離れる端部が前記カバー板 1 2 0 と間隔を置いて設けられ、前記カバー板 1 2 0 が押圧されることにより、前記カバー板 1 2 0 は、前記弾性部材 1 3 0 を押圧するように、前記底板 1 1 1 に近づく方向に移動することができる。

10

【0026】

幾つかの実施例によれば、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 および前記第 2 サイドプレート 1 1 3 の側壁に第 1 制限スロット 1 1 2 1 および第 2 制限スロット 1 1 3 1 がそれぞれ設けられ、前記第 1 制限スロット 1 1 2 1 及び前記第 2 制限スロット 1 1 3 1 は対称的に設けられている。理解されるように、前記第 1 制限スロット 1 1 2 1 および前記第 2 制限スロット 1 1 3 1 の形状は、円状であってもよく、ドーム状であってもよく、当然、別の形状であってもよい。任意的に、前記第 1 制限スロット 1 1 2 1 および前記第 2 制限スロット 1 1 3 1 の形状がドーム状である。

20

【0027】

幾つかの実施例によれば、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 および前記第 2 サイドプレート 1 1 3 は、前記雄バックル 2 0 0 に近い一端が外方に延出してそれぞれ第 1 延出部 1 1 2 2 および第 2 延出部 1 1 3 2 を形成する。

【0028】

幾つかの実施例によれば、前記底板 1 1 1 は、前記雄バックル 2 0 0 に近い一端が外方に延出してガード片 1 1 1 1 を形成する。

【0029】

幾つかの実施例によれば、前記雌バックル 1 0 0 の強度を高めるため、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 は、前記第 2 サイドプレート 1 1 3 に向かって部分的に延出して第 1 支持板 1 1 2 3 を形成し、前記第 2 サイドプレート 1 1 3 は、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 に向かって部分的に延出して第 2 支持板 1 1 3 3 を形成し、前記第 1 支持板 1 1 2 3 と前記第 2 支持板 1 1 3 3 とは、間隔を置いて対称的に設けられており、前記第 1 支持板 1 1 2 3 および前記第 2 支持板 1 1 3 3 は、いずれも前記ベース 1 1 0 の前記雄バックル 2 0 0 に離れる側に位置する。理解されるように、前記カバー板 1 2 0 は外力を受けたときに前記底板 1 1 1 側に揺動して弾性部材 1 3 0 を押圧し、前記カバー板 1 2 0 がある角度揺動したとき、前記カバー板 1 2 0 は、前記カバー板 1 2 0 が力を受けて前記弾性部材 1 3 0 を圧断することを防止するように、前記第 1 支持板 1 1 2 2 および前記第 2 支持板 1 1 3 2 に当接する。

30

【0030】

幾つかの実施例によれば、前記ベース 1 1 0 はさらに保護レバー 1 1 6 を含み、前記第 1 サイドプレート 1 1 2 および前記第 2 サイドプレート 1 1 3 は、前記底板 1 1 1 から離れる一端に向かって外方に延出し、かつ、前記保護レバー 1 1 6 の両端に連結し、前記保護レバー 1 1 6 は、前記ベース 1 1 0 の前記雄バックル 2 0 0 から離れる側に位置する。

40

【0031】

図 7 と図 8 を組み合わせると、前記カバー板 1 2 0 の一端面は、突起 1 2 1、第 1 ガイドブロック 1 2 2 および第 2 ガイドブロック 1 2 3 を形成するように部分的に外方に延出しており、前記第 1 ガイドブロック 1 2 2 と前記第 2 ガイドブロック 1 2 3 とは、前記第 1 ガイドブロック 1 2 2 と前記第 2 ガイドブロック 1 2 3 との間にチャンネルを形成するように間隔を置いて設置されており、前記突起 1 2 1 は前記第 1 ガイドブロック 1 2 2 およ

50

び前記第2ガイドブロック123との間に位置する。任意的に、前記突起121の一侧は、前記カバー板120の端部から前記弾性部材130が位置する側に向かって円弧が移行して円弧面1211を形成する。

【0032】

幾つかの実施例によれば、前記第1ガイドブロック122および前記第2ガイドブロック123は、いずれも前記突起121よりも高い。もちろん、前記第1ガイドブロック122および前記第2ガイドブロック123は前記突起121と同じ高さを有してもよい。本実施例によれば、前記第1ガイドブロック122および前記第2ガイドブロック123はいずれも前記突起121よりも高い。

【0033】

他の実施例によれば、前記カバー板120には、さらに支持ブロック124が設けられており、前記支持ブロック124は前記チャンネル内に収容され、かつ、前記支持ブロックの両端はそれぞれ前記第1ガイドブロック121、前記第2ガイドブロック122に連結され、前記支持ブロック124は前記突起121と前記弾性部材130との間に位置する。

10

【0034】

他の実施例によれば、前記カバー板120には、さらにいくつかのリブ板125が設けられており、前記リブ板125の一侧は前記支持ブロック124の一侧に連結され、前記リブ板125の他側端は前記カバー板120の一端面に連結されている。

【0035】

幾つかの実施例によれば、前記第1ガイドブロック121は、前記第2ガイドブロック122から離れる一侧に第1制限ブロック126が設けられており、前記第2ガイドブロック122は、前記第1ガイドブロック121から離れる一侧に第2制限ブロック127が設けられており、前記第1制限ブロック126と前記第2制限ブロック127とは、対称的に設置されている。

20

【0036】

前記弾性部材130は前記カバー板120の一端に設けられており、かつ、前記第1ガイドブロック122または前記第2ガイドブロック123の前記突起121から離れる一端に位置する。本実施例によれば、前記弾性部材130は、前記突起121から離れる方向に折り曲げられた弾性片であり、前記弾性片は、一端が前記カバー板120に連結され、他端が前記ベース110に当接するために用いられるものである。他の実施例によれば、前記弾性部材130はパネであってもよく、前記パネは、一端が前記カバー板120に固定連結されており、他端が前記ベースに当接するために用いられるものである。無論、前記弾性部材は、前記カバー板120を押圧すると、前記カバー板120の一端が弾性部材130を押圧して前記カバー板120の他端をティルトアップされることができる構造であれば、他の構造であってもよい。

30

【0037】

前記ベース110と前記カバー板120とを合わせて組み立てるときに、前記第1制限ブロック126及び前記第2制限ブロック127は、それぞれ第1制限スロット1121及び第2制限スロット1131に入り込み、前記第1制限ブロック126、前記第2制限ブロック127は、前記カバー板120の両端が前記ベース110に対して揺動させるように、それぞれ前記第1制限スロット1121、前記第2制限スロット1131において同期回動し、前記弾性部材130の他端は前記底板111に当接する。前記カバー板120の前記弾性部材に近い側を押圧すると、前記弾性部材130は前記底板111を押圧し、前記カバー板120の弾性から離れる側は底板111から離れる方向にティルトアップし、これに伴って前記突起121の位置は変化する。

40

【0038】

図9と図10を組み合わせると、幾つかの実施例によれば、前記雄バックル200は差し込みブロック210および雄バックル本体220を含み、前記雄バックル本体220と前記差し込みブロック210とは連結しており、前記差し込みブロック210の一端は、内

50

方に凹陷して凹部 2 1 1 を形成しており、前記差し込みブロック 2 1 0 には傾斜面 2 1 2 が設けられている。具体的に、前記雄バックル 2 0 0 と前記雌バックル 1 0 0 とは配合されるときに、前記雌バックル 1 0 0 と前記雄バックル 2 0 0 とを互いに係合するように、前記差し込みブロック 2 1 0 は前記スロット 1 1 5 に差し込み、かつ前記突起 1 2 1 は前記凹部 2 1 1 に差し込む。

【 0 0 3 9 】

幾つかの実施例によれば、前記雄バックル本体 2 2 0 は開口枠 2 2 1 を含み、前記開口枠 2 2 1 は主枠ブロック 2 2 1 1、第 1 副枠ブロック 2 2 1 2 および第 2 副枠ブロック 2 2 1 3 を含み、前記主枠ブロック 2 2 1 1 の両端はそれぞれ前記第 1 副枠ブロック 2 2 1 2、前記第 2 副枠ブロック 2 2 1 3 の一端に連結されており、前記第 1 副枠ブロック 2 2 1 2 および前記第 2 副枠ブロック 2 2 1 3 の他端は、それぞれ中央の閉鎖方向に向かって延出して第 1 延出ブロック 2 2 1 4 および第 2 延出ブロック 2 2 1 5 を形成し、前記差し込みブロック 2 1 0 の両側面は、それぞれ前記第 1 延出ブロック 2 2 1 4、前記第 2 延出ブロック 2 2 1 5 に連結されている。

10

【 0 0 4 0 】

また、前記雄バックル本体 2 2 0 は、連結レバー 2 2 1 6 をさらに含み、前記第 1 副枠ブロック 2 2 1 2 および前記第 2 副枠ブロック 2 2 1 3 は一端に延出して第 1 当接ブロック 2 2 1 7 および第 2 当接ブロック 2 2 1 8 を形成し、前記連結レバー 2 2 1 6 の両端はそれぞれ前記第 1 当接ブロック 2 2 1 7、前記第 2 当接ブロック 2 2 1 8 に連結されている。

20

【 0 0 4 1 】

具体的に、使用されるとき、前記差し込みブロック 2 1 0 は前記チャンネルに向かって前記雌バックル 1 0 0 に差し込まれたときに、前記突起 1 2 1 は前記傾斜面 2 1 2 に当接し、かつ当該傾斜面 2 1 2 に沿って移動し、前記突起 1 2 1 は前記差し込みブロック 2 1 0 により徐々にリフトされ、かつ前記第 1 制限スロット 1 1 2 1 および前記第 2 制限スロット 1 1 3 1 に制限され、前記第 1 制限ブロック 1 2 6 および前記第 2 制限ブロック 1 2 7 はスロット内に回動し、前記カバー板 1 2 0 の前記弾性部材 1 3 0 に近い側は前記弾性部材 1 3 0 を、前記底板 1 1 1 に向かって下向きに押し、前記突起 1 2 1 が前記凹部 2 1 1 に入り込まれた後、前記弾性部材は変形から回復し、前記カバー板 1 2 0 の前記雄バックル 2 0 0 に近い側は前記ベース 1 1 0 に向かって移動し、前記カバー板 1 2 0 は元の位置に戻り、これにより、前記雄バックル 2 0 0 と前記雌バックル 1 0 0 との係合を実現する。

30

【 0 0 4 2 】

理解されるように、前記雌バックル 1 0 0 と前記雄バックル 2 0 0 との組み合わせを容易にするため、前記差し込みブロック 2 1 0 が前記スロット 1 1 5 に入り込まれたとき、前記ガード片 1 1 1 1 は、前記差し込みブロック 2 1 0 の傾斜面 2 1 2 から離れた一底面に密着して摺動し、前記第 1 延出ブロック 2 2 1 4、前記第 2 延出ブロック 2 2 1 5 が前記第 1 サイドプレート 1 1 2、前記第 2 サイドプレート 1 1 3 の端部にそれぞれ当接したとき、前記突起 1 2 1 は前記凹部 2 1 1 にぴったり入り、この場合、前記ガード片 1 1 1 1 の両端は、前記第 1 延出ブロック 2 2 1 4、第 2 延出ブロック 2 2 1 5 にそれぞれ当接し、かつ、前記第 1 当接ブロック 2 2 1 7 は前記第 1 延出部 1 1 2 2 および前記カバー板 1 2 0 の端部に当接し、前記第 2 当接ブロック 2 2 1 8 は前記第 2 延出部 1 1 3 2 および前記カバー板 1 2 0 の端部に当接する。上記構成により、前記雌バックル 1 0 0 と前記雄バックル 2 0 0 との間の緊密な組み合わせは確保される。

40

【 0 0 4 3 】

一方、前記カバー板 1 2 0 の前記弾性部材 1 3 0 に近い側が押圧されるときに、前記弾性部材 1 3 0 と前記ベース 1 1 0 とは互いに押圧し、前記カバー板 1 2 0 の他側は前記底板 1 1 1 から離れる方向にティルトアップし、前記弾性部材 1 3 0 がある程度押圧されたとき、前記突起 1 2 1 は前記凹部 2 1 1 から離脱し、その場合、前記雄バックル 2 0 0 を前記雌バックル 1 0 0 から離れる方向へ引っ張られると、前記雄バックル 2 0 0 と前記雌バ

50

ックル 100 との係合は解放される。

【0044】

上記構成により、前記雄バックル 200 は、前記差し込みブロック 210 を用いて前記雌バックル 100 内のスロットに差し込むことだけで、前記雌バックル 100 と前記雌バックル 200 との組み立てを速やかに実現することができ、また、前記雌バックル 100 と前記雄バックル 200 との係合を解放する場合、前記カバー板 120 を押し、かつ前記雄バックル 200 を引っ張ることだけで、両者の離脱を実現することができる。これにより、前記雌バックル 100 と前記雄バックル 200 との組み合わせおよび離脱は、容易で便利である。

【0045】

本考案の実施例に提供される、

ベース 110 及びカバー板 120 を有する雌バックル 100 であって、前記ベース 100 にはスロット 115 が設けられ、前記カバー板 120 が前記ベース 110 に取り付けられ、前記カバー板 120 には突起 121 が設けられ、前記カバー板 120 が前記ベースに対して回動可能である、ベルトの一端に連結するための、雌バックル 100、差し込みブロック 210 及び前記差し込みブロック 210 に連結されている雄バックル本体 220 を含み、前記差し込みブロック 210 の前記カバー板 120 に面する一端に凹部 211 が設けられている、ベルトの他端に連結するための雄バックル 200 であって、前記差し込みブロック 210 が前記スロット 115 に差し込まれ、前記突起 121 が前記凹部 211 に入り込まれるときには、前記雌バックル 100 と前記雄バックル 200 とが互いに係合するようになる、雄バックル 200、および、前記カバー板 120 の前記雄バックル 200 から離れる一端に設けられた弾性部材 130

、を含むバックル 900 によれば、

前記カバー板 120 が押圧されるときには、前記カバー板 120 の一端は前記ベース 110 に向かって移動し、前記ベース 110 は前記弾性部材 130 に押圧され、前記カバー板 120 の他端は、前記突起 121 が前記凹部 211 から離脱するように、前記ベース 110 から離れる方向にティルトアップし、使い勝手がよりよいものとなる。

【0046】

図 11 に示したように、本考案の別の実施例に提供する腰ベルト（図示せず）は、前述した実施例におけるバックル 900 およびベルト（図示せず）を含み、前記ベルトの一端は前記雌バックルに連結され、前記ベルトの他端は前記雄バックルに連結されている。

【0047】

理解されるように、前記ベルトの一端は前記雌バックル 100 の前記連結部材 114 に結び付けられでもよく、当然、前記雌バックル 100 の他の位置に結び付けられてもよい。本実施例によれば、前記ベルトは前記連結部材 114 に結び付けられている。同様に、前記ベルトの他端は、前記連結レバー 2216 に結び付けられでもよく、前記雄バックル 200 の前記主枠ブロック 2211 などの他の位置に結び付けられてもよい。任意的に、前記ベルトの他端は、前記連結レバー 2216 に結び付けられている。

【0048】

以上の説明は本考案の実施形態に過ぎず、本実用新案登録請求の範囲を制限するものではない。本考案の明細書及び図面内容を利用して行った等価構造又は等価フロー変換、或いは直接又は間接に他の関連技術分野への応用は、いずれも本実用新案登録請求の範囲に含まれる。

10

20

30

40

【 图 1 】

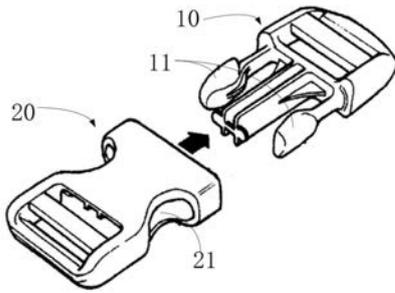


图 1

【 图 3 】

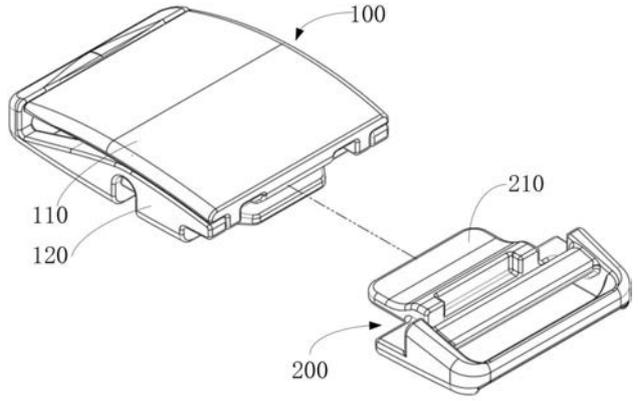


图 3

【 图 2 】

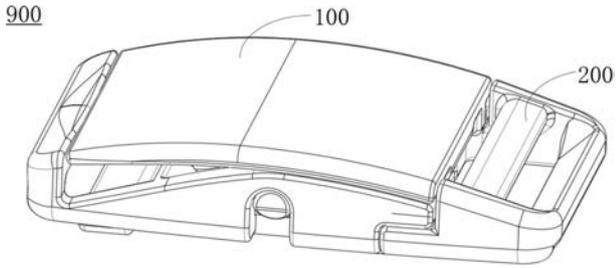


图 2

【 图 4 】

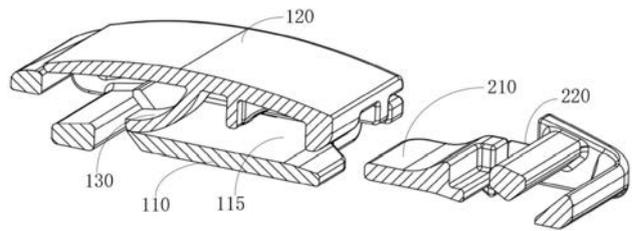


图 4

【 图 5 】

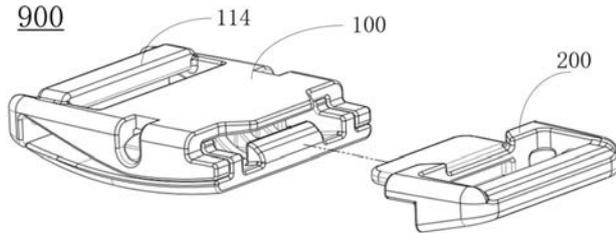


图 5

【 图 7 】

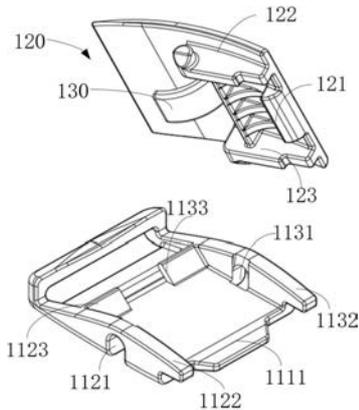


图 7

【 图 6 】

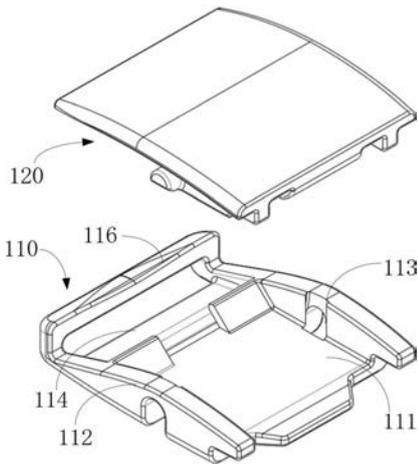


图 6

【 图 8 】

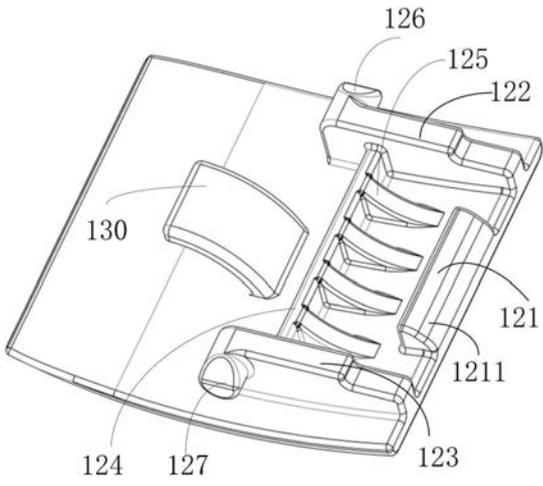


图 8

【 图 9 】

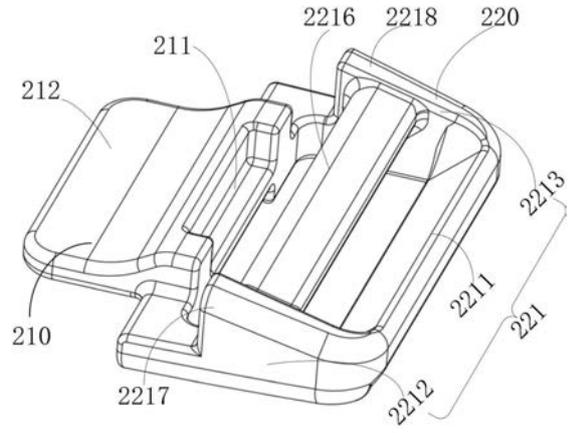


图 9

【 图 10 】

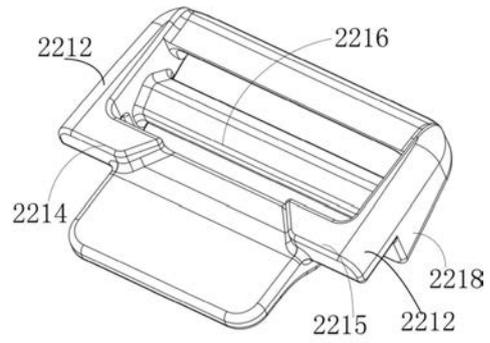


图 10

【 图 11 】

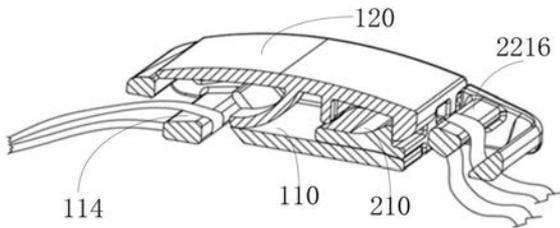


图 11

フロントページの続き

(74)代理人 100130672

弁理士 伊藤 寛之

(72)考案者 陳文澤

中国香港特別行政区上 環 皇后大道中 2 3 7 号太 興 中心第一座 1 5 楼